

定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県知事より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

令和元年7月5日

石川県監査委員 山口彦衛
同 本吉淨与
同 山本次作
同 奥村豊美

(別紙)

歴博第92号
令和元年6月17日

石川県監査委員様

石川県知事 谷本正憲

令和元年5月31日付け石監査第82号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
建物の登記事務が遅延している。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	歴史博物館	指摘された事項につきましては、今後このようなことが起こらないよう、関係法令の習得に努めるなど指導教養の強化を図り、速やかな登記事務に万全を期するよう徹底しました。